

高齢者等終身サポート事業 チェックリスト

項目			内容 (◎：法令に根拠があるもの)	チェック
契約の締結	1	身元保証	○身元保証の内容と費用の取り扱いが明らかになっている。	
	2		○入退院時に行う対応が具体的に明らかになっている。	
	3		○緊急時の連絡先や連絡方法が明らかになっている。	
	4	死後事務	○死後事務で行う内容と費用の取り扱いが明らかになっている。	
	5	日常生活支援	○提供されるサービス内容と費用の取り扱いが明らかになっている。	
	6	解約料	◎解約料について適正な金額が設定されている。(消費者契約法第9条第1項第1号)	
	7	死因贈与等	○契約時に死因贈与や寄附(贈与)を条件等とした契約を締結していない。(民法第90条参照)	
	8		○死因贈与契約を締結する場合、その契約を撤回できることを明らかにしている。	
	9	判断能力の低下時	○利用者の判断能力低下時の取り扱いを定めている。	
	10	預託金	○預託金の額やその根拠について明らかになっている。	
	11		○預託金の管理方法等の取り扱いについて明らかになっている。	
	12	勧誘方法	◎不当な方法による勧誘を行っていない。(消費者契約法第4条) (不当な勧誘の例) 「契約を締結するまで、事務所から帰さない」 「『契約しないと生活が維持できなくなる』と不安を煽る」など	
	13	契約時の説明等	○利用者の年齢、心身の状態、知識等に応じた適切な説明を行っている。	
	14		○契約に関する重要事項を説明し、その内容を利用者に書面(重要事項説明書)で交付している。	
	15		○重要事項説明書には、少なくとも以下の項目が含まれている。	
	16		・利用者に提供するサービスの内容や費用、費用の支払い方法	
	17		・契約するサービスの解除方法・事由や契約変更・解約時の返金の取り扱い	
	18		○契約書を作成し、利用者に交付している。	
履行の提供	19	サービス提供等	○サービス提供の時期、内容、費用等について、適時に記録の作成、保存をしている。	
	20		○定期的な面談等により利用者の希望の把握や状況の把握を行っている。	
	21		○利用者の通帳・現金等を適切に管理し、支出内容等を利用者に適切に報告している。	
	22		○利用者からの預託金について、事業者自身の運転資金等とは明確に区分して管理している。	
	23		◎利用者が求めた際に、サービスの実施状況について報告している。(民法第645条)	
	24		◎委任契約の終了後、利用者本人又は相続人に対し、その経過及び結果について報告している。(民法第645条)	
	25	解約方法等	◎利用者の求めた際に、解約に必要な手順を伝えている。(消費者契約法第3条第1項第4号)	
	26		○解約を申し入れた際に、解約を過度に制限する不当な説明をしていない。 (不当な説明の例) 「解約を考え直してくれないと困る」 「『解約すると生活が維持できなくなる』と不安を煽る」など	
	27		◎解約料の算定根拠の概要や、違約金等を設定した合理的理由を説明することができる。(消費者契約法第9条第2項)	
事業者の体制	28	事業者の体制	○事業者に関する情報や提供しているサービス情報について、HPで公表されているなど、利用者が分かるようになっている。	
	29		○個人情報保護に関する取扱方針が定められている。	
	30		○利用者からの相談窓口が設置されており、連絡先が分かる。	

※高齢者等終身サポート事業者ガイドラインに準ずる。

高齢者等終身サポート事業 重要事項説明書

株式会社みのり

あなたが利用しようと考えている「高齢者等終身サポート事業」（以下「サービス」といいます）について、株式会社みのり（以下「当社」といいます）と契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をしてください。

I サービスを提供する事業者について

項目	内容
事業者名称	株式会社みのり
代表者氏名	代表取締役 畑山秋良
法人本部所在地	広島県広島市中区八丁堀 6-11 グレイスビル 2F
連絡先及び電話番号等	電話：082-222-6304 FAX：082-224-5032
法人設立年月日	2010 年 3 月 2 日

II 事業の目的及び運営の方針

1 事業の目的
超高齢社会である現在、身寄りが遠方、身寄りと疎遠、身寄りがいないなど、頼る身内が近くにいないシニアやシルバーの方々が増加の一途を辿ると共に「おひとり様」が増えることが予想されます。また、かつての日本社会には血縁・地縁・社縁といった個々の相互扶助システムが大事にされ機能してきました。しかし、今それらの縁をことごとく失って孤立し、一人で死んでいく「無縁死」が、今現在 3 万人を超えると云われ、無縁社会が広がりを見せています。そこで、当社は人生の最終章において一人でも多くの人が笑顔の絶えない、長生きしてよかったと思える「人生の実り」を迎えてもらうため、各分野の専門家が協力しあいサポートしていくことを目的としています。
2 事業の種類
(1)身元保証サービス
(2)死後事務サービス
(3)日常生活支援サービス
(4)財産・金銭管理サービス
3 事業（契約）の対象者
上記のサービスは契約書に基づいて提供します。契約の対象となる方は次のような方です。
(1)親族に迷惑をかけたくない
(2)親族が高齢なのでいざという時に頼れない

(3)親族が遠方にいるのでいざという時に頼れない	
(4)独身である（未婚、離婚経験あり、配偶者と死別された方）	
(5)お子様がいない方	
(6)親子、きょうだいなど親族と疎遠または亀裂がある方	
4 当社窓口の営業日及び営業時間	
(1)営業日	月曜日から金曜日 (年末 29 日～年始 3 日、国民の祝日は除く)
(2)営業時間	9:00～17:00
※緊急の連絡は年中無休 24 時間対応します。連絡先：082-222-6304	
5 当社の職員体制	
(1)管理者	畑山 秋良
(2)相談員	5 名（契約担当）
(3)支援員	30 名（日常的自立支援担当）
(4)事務員	1 名
6 サービス内容と費用	
(1)身元保証サービス ・ 契約金 110,000 円 ・ 事務手数料 22,000 円	医療施設への入院の際の連帯保証
	介護施設等への入所の際の連帯保証
	入院・入所、退院・退所時の手続の代行
	死亡又は退去時の身柄の引取り
	医療に係る意思決定の支援への関与
	緊急連絡先の指定の受託及び緊急時の対応
(2)死後事務サービス ※希望にそって個別に随意決定をし、見積を提示します。	コーディネート料 110,000 円～330,000 円
	葬祭費 150,000 円～
	納骨費 50,000 円～
	※遺品整理代、法名代、御布施、その他
(3)日常生活支援サービス ※1 時間ごとに 2,200 円/9 時～18 時 3,300 円/18 時～22 時 5,500 円/22 時～	通院の送迎・付添い
	買物への同行や購入物の配達、生活に必要な物品の購入
	日用品や家具の処分
	病院への入院や介護施設等への入所の際の移動（引っ越し）及び家具類の移動・処分
	介護保険等サービスの受給手続の代行
	※現地までの移動に伴う往復の時間は別途必要です。 ・ 9 時～18 時/1,300 円 ・ 18 時～22 時/2,000 円 ・ 22 時～/3,500 円
(4)財産・金銭管理サービス ・ 月額 11,000 円～	公共料金等の定期的な支出を要する費用の支払に関する手続代行
	生活費等の管理、送金

	不動産、動産等の財産の保存、管理、売却等に関する手続代行
	預貯金の取引に関する事項
	金融商品の解約・換価・売却等の取引に関する手続代行
	印鑑、印鑑登録カード等の証書・重要書類の保管
	税金の申告・納税・還付請求・還付金の受領に関する手続代行
(5)年度更新料 ・ 11,000 円	契約時の契約後に入院や入所先が変わっても契約金は更新料のみです。支援費はかかります。
(6)書類の預かり ・ 無料	通帳や保険証、不動産権利証、年金証書、印鑑登録証、印鑑など重要な書類を預かります。預かる場合は預かり証を交付します。
7 支払い方法	
現金または振込の方法による。ただし口座手続きをしている場合には引き落としの方法もあり。 【振込先口座】 広島信用金庫 八丁堀支店 預金種別：普通 口座番号：0666337 口座名：カ) ミノリ	
8 契約（登録）の要件	
(1)次のような方との契約は不可としています。 ① 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用している方（解約後に申込ください） ② 病院や施設が本人の金銭管理をしている場合（当社との金銭管理契約をしてください）	
(2)法定相続人が不在の方は契約後ただちに遺言書の作成や死因贈与契約書の作成を当社と協議の上進めてください。	
(3)日常的財産管理サービスを必要とされる方は、通帳や印鑑の引き渡し、暗証番号の通知等、出金が可能なる状況にしてください。	
(4)連帯保証人となることで、本人の負債を保証した場合は、後日、返金を求めることについて同意していただきます。	
(5)成年後見人（補佐、補助類型含む）との契約も可能です。	
9 契約及び契約後に際しての留意事項	
(1)サービス事業者との連絡調整	契約に際しては、関係する病院や相談支援事業所など契約までにかかわった支援者の同席をお願いします。
(2)モニタリング （状況の把握）	契約者からの支援要請が発生しない場合でも原則として 1 年に 1 度（更新時）は定期的に面談の場を設け、状況の確認を行う事を同意していただきます。但し回数については要相談。（支援費が発生します）
(3)記録管理	契約の期間中は提供したサービスの時間、内容、金銭の管理経過、領収書等を記録し保管します。なお、本人から求められた場合はいつでも提示します。
10 解約及び契約金の返金	
解約の場合は、解約通知書を交付します。 契約金は返金いたしません。保証金は下記の通り返金します。	
(1) 1 ヶ月以内 2/3	
(2) 2 ヶ月以内 1/3	

(3) 3 か月を過ぎた場合は返金致しません
11 預託金の受領及び返金（身元保証）
原則として預かりません。 死後事務契約における預託金は、信託会社または定期預金として預かり、解約の場合にはそのまま返金いたします。
12 死後における財産の管理
(1) 契約に際し、法定相続人の所在について確認します。不明の場合は確認作業を行います。
(2) 法定相続人が不在の場合は遺言書を作成していただくか、死因贈与契約を締結します。なお、遺贈を希望される場合、遺贈先の相談を受け、複数の遺贈先を提案します。
(3) 死後に法定相続人への引き渡しや前項に基づいた内容を実行します。（死後事務委任契約の通り）
(4) 賃貸契約住宅の残置物の取り扱いについては、「残置物の処理に関する死後事務委任契約」を締結し、これに拠って処理します。
13 その他の事項
当該「重要事項説明書」に記載のないものは、その都度依頼者の方と当社とで協議の上、決定します。
14 個人情報の保護に関する取り扱い
解約に際し、契約書に添付する形で「個人情報取扱特記事項」を交付し、個人情報の保護に努めます。
15 苦情に関する取り扱い
サービスの提供にかかる苦情は下記の当社役員又は各消費生活センター、又は最寄りの各地域包括支援センターにて対応します。 当社役員 畑山秋良 電話：082-222-6304 消費生活センター 電話：082-225-3300
16 情報の開示
本重要事項説明書の内容は、情報の開示として当社のホームページにおいて開示します。 ・ https://www.minori-support.com